

高額療養費の支給申請手続きのご案内

～登録口座への振込により支給します～

高額療養費制度とは、1ヶ月ごとに支払った保険適用分の医療費が一定額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

同封の「国民健康保険高額療養費支給口座登録申請書（以下、申請書）」により口座登録手続を行うことで、今後も高額療養費が発生した場合、その登録口座に振り込まれます。

【支給について】

申請書の提出後は、支給金額や振込日について、「高額療養費支給決定通知書」の発送をもってお知らせに代えさせていただきます。支給がない場合は、通知書の送付はありません。

【振込が停止される場合】

次の場合は、申請書の提出があっても登録口座への振込は停止され、領収書等の提示による申請手続が必要になる場合があります。申請書の裏面の事項も併せてご覧ください。

- ・世帯主が変更又は死亡した場合
- ・国民健康保険被保険者記号番号が変更になった場合
- ・登録口座に入金できなかった場合
- ・国民健康保険料の滞納が確認された場合

【その他注意事項等】

- ・登録できる口座は、一世帯につき一口座のみです。
- ・口座の変更には、改めて申請書の提出が必要です。
- ・第三者行為（交通事故等）による傷病で診療を受けた場合は、高額療養費の対象外となる場合がありますので、保険年金課へご連絡ください。
- ・75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度においての高額療養費支給申請書の提出が必要です。